

「第2次坂出市健康増進計画」取組状況

No.	分野	大目標	小目標	担当部署	関連事業	平成30年度の実績(見込)	事業の評価	評価理由	2019年度の取り組み
41	5 喫煙	たばこの害から自分と家族の健康を守ろう	① たばこの害を知る	けんこう課	・母子健康手帳交付 ・パパママ学級 ・禁煙の普及啓発 ・禁煙指導	・母子健康手帳交付数 310件 ・パパママ学級 6回/年実施。138名の両親が参加。たばこの害について説明。	継続	・母子健康手帳交付時に喫煙者とパパママ学級時受講者に対して、たばこの害について説明。	継続実施。 2020年4月1日から全面施行される改正健康増進法の受動喫煙対策を普及啓発していく。
42				学校教育課	・喫煙防止教育 たばこの害について、学年に応じて保健指導や学級指導で具体的な教材・教具を使用して実施する。保護者にも授業参観等を通して周知する。	小学校では、高学年を中心に保健学習の中で、「たばこの害」における受動喫煙防止の運動の広がりを理解する機会等を設けることができた。中学校でも、養護教諭が中心となり、学年を決めて指導を行った。	継続	子どもたちが自分で健康を守るためには、たばこの害については、きちんと知識をもつことが大切である。学校は、教材を使って指導している。	継続実施
43			② 喫煙マナーを身につける	けんこう課	<再掲(No.41)>	・母子健康手帳交付数 310件 ・パパママ学級 6回/年実施。138名の両親が参加。受動喫煙の防止方法について説明。	継続	・母子健康手帳交付時に喫煙者とパパママ学級時受講者に対して、喫煙する家族がいるときの対応について説明。	<再掲(No.41)>
44				学校教育課	・喫煙防止教育 ・敷地内全面喫煙禁止の徹底	子どもに対しては、授業を通し副流煙の害についても理解を進めている。一方、学校の施設を利用している保護者や学校開放の関係者に対して、喫煙マナーについて徹底して指導している。	継続	学校は副流煙の害については、子どもにきちんと指導している。教育現場における「禁煙」は周知徹底されている。	継続実施
45			③ 禁煙を推進する	けんこう課	<再掲(No.41)>	・母子健康手帳交付数 310件 ・パパママ学級 6回/年実施。138名の両親が参加。禁煙を推進。	継続	・母子健康手帳交付時に喫煙者とパパママ学級時受講者に対して、禁煙をすすめる。	<再掲(No.41)>
46				学校教育課	小学校、中学校とも「保健学習」で実施。 ・喫煙防止教育の中で、受動喫煙、副流煙の害等について指導している。	子どもに対しては、喫煙の体への悪影響について、指導している。禁煙を推進することは、学校だけでなく、家庭の協力なくしては、成り立たない。家庭への啓発について、各学校は熱心に行っている。	継続	学校は禁煙について家庭への啓発をよく行っている。	継続実施
47	6 飲酒	にお酒の量を知り、節度ある飲酒	飲酒に関する正しい知識を身につけ、上手にお酒とつき合う	けんこう課	・母子健康手帳交付 ・パパママ学級 ・家庭訪問	・母子健康手帳交付数 310件 ・パパママ学級 6回/年実施。138名の両親が参加。禁酒について記載のある資料を配布。	継続	・母子健康手帳交付時の飲酒をしている妊婦とパパママ学級受講者に対し、飲酒と妊娠に対する正しい知識の普及を行うことができた。	継続実施
48				学校教育課	・アルコール依存防止教育 主に高学年を対象に、具体的な実験やDVDを活用して、過度なアルコールの害について指導する。中学校の保健学習においてアルコールパッチテストを行う。	小学校、中学校の保健指導の時間を利用し、アルコール依存の怖さについての理解をさせた。そのために、専門家を招聘して指導をしていただいた学校もあった。保護者に対しては、子どもが学校で学習した内容を周知するとともに、子どもへの飲酒禁止を徹底するよう協力を求めている。	継続	中学校を中心に、アルコールの対する指導は毎年実施されている。アルコール依存、飲酒が体に与える影響等に関する知識理解は、正確に子どもたちに伝える必要がある。	継続実施